

錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務公募型プロポーザル
評価基準表

1 評価の方法

- (1) 「錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務公募型プロポーザル実施要領」に基づく参加資格の確認の結果、参加資格を有すると認められた者を対象に、「錦町舗装調査及び舗装維持管理計画改定業務受託者選定審査会」(以下「審査会」という。)が審査を行うものとする。
- (2) 評価については、事務局において、参加表明書類及び見積額の評価を行う。その後のプレゼンテーションにおいて、5名の審査員がそれぞれ65点満点で評価し、事務局評価点数と審査員5名の評価点数の合計点(360点満点)が最も高い提案者を優先交渉権者(最優秀提案者)として特定する。
- (3) 同一点数により1者を特定できない場合には、評価基準の評価項目「⑨舗装維持管理計画」の点数が最も高い優先交渉権者(最優秀提案者)として特定する。
- (4) 最低基準は、評価合計点満点のうち6割以上あることとし、これに満たない提案者は優先交渉権者(最優秀提案者)として特定しない。

2 評価基準

評価基準は、次表に掲げるとおりとする。

	評価項目		評価のポイント	配点
事務局評価	第3号様式	①実績評価:舗装調査	舗装調査の実績が豊富か	5
		②実績評価:舗装維持管理計画	舗装維持管理計画策定の実績が豊富か	5
		③実績評価:道路管理情報システム	道路管理情報システムの実績が豊富か	5
	第4号様式	④技術者評価:管理技術者	本業務に関連性の高い資格を有しているか	3
			本業務に同種実績を有しているか	2
		⑤技術者評価:照査技術者	本業務に関連性の高い資格を有しているか	3
			本業務に同種実績を有しているか	2
	⑥見積額(第6号様式)		業務の内容を踏まえ、金額が妥当であるか	10
審査員評価	企画提案書	⑦実施方針・実施体制	本業務の内容を理解し、適切な実施方針が示されているか	15
		⑧舗装調査	仕様書に記載された内容を満たす提案になっているか	10
		⑨舗装維持管理計画		15
		⑩道路管理情報システム		15
	⑪プレゼンテーション		説明内容は的確かつ明瞭か	10
	合計点			100